

県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策の更なる徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、全国的に新規感染者が減少傾向になるほか、県内においても、新規陽性者数などの感染状況や入院者数などの医療提供体制の判断指標がすべて基準以下となったことなども踏まえ、本県において、27日の午前0時から、新型コロナウイルスの県独自の警戒レベルが「ステージ2」に引き下げられることとなりました。

今後は、通常登校を再開することとしますが、適宜オンライン授業の実施等により学びの機会を確保するとともに、下記に留意のうえ、引き続き感染症対策の徹底を図るようお願いします。

記

1 県外への移動について

- ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域を含め、感染者が多く発生している地域への不要不急の移動は厳に慎むこと。
- ・やむを得ず県外へ移動する場合は、マスクの着用など基本的な感染症対策の徹底を指導するとともに、帰県後に体調確認のうえ、本人や同行した家族に少しでも体調不良がある場合は、出席停止等の措置を行うこと。

2 県立学校における部活動の取扱いについて
別紙によること

3 学校行事等について

- ・宿泊を伴う学校行事については、引き続き実施を控えること。
- ・宿泊を伴わない「校外行事」を実施する場合は、保護者などの理解、協力を前提に感染状況を見極めながら、実施方法、実施時期等を検討すること。

4 学校外での活動について

- ・昼夜を問わず、同居する家族以外の会食は4人以下とし、「3つの密」になるカラオケやバーベキューなどは避けること。
- ・久しぶりに会う友人との会食は避けること。
- ・食事前後の歓談時には、必ずマスクを着用すること。

5 その他

- ・マスク（できるだけ不織布）の常時着用や手洗い・手指消毒の励行などの感染防止対策と、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避するよう周知徹底すること。
- ・特に、感染力の強い変異株（デルタ株）が県内でも流行していることから、教室等での換気（随時、窓を開放するなど）を徹底すること。
- ・家庭内や学校活動外での感染が疑われる事例が散見されることから、改めてホームルーム等の機会を捉えて、児童生徒に直接指導するとともに、保護者等にも感染症対策の徹底について理解を促すこと。
- ・新型コロナウイルス感染症には誰もが感染する可能性があることを踏まえ、感染者や濃厚接触者等に対する誤解や偏見のないよう、また、個人の人権を尊重し、特にSNSなどインターネットで個人の特定につながる情報を拡散しないよう周知すること。

（事務担当）

保健体育課 076-444-3445

県立学校課 076-444-3450

別紙

県立学校における部活動の取扱いについて

部活動については、生徒と保護者の意向を尊重し、活動内容についてあらかじめ生徒と保護者に周知するとともに、生徒に対して参加を強制しないこととし、下記の点に留意して活動すること。

1 感染予防対策について

- ・身体的距離の確保、用具の消毒、活動時以外のマスクの着用、手洗い等を徹底すること。
- ・体調不良者及び同居の家族に体調不良者がいる場合は部活動に参加させないこと。
- ・部活動後は、集団で行動せず、速やかに帰宅するよう生徒に促すこと。
- ・ミーティングや飲食の場における感染リスクが高いことから、特に注意を払うこと。

2 県内での活動について

- ・合宿は行わないこと。
- ・県外の学校等を招聘した合同練習等の活動は行わないこと。
- ・県外の指導者を招聘した活動は、指導者と濃厚接触しないよう注意して行うこと。
- ・県内の学校等との合同練習等の活動は、学校長の承認を得た上で行うこと。

3 県外での活動について

- ・県外への遠征は原則行わないこと。
- ・県内で練習試合等を行うことが困難な競技（ホッケー、水球等）については、学校長の承認を得て、県外への遠征を行うことができるものとするが、遠征を行う場合は、生徒及び保護者の承諾を得たうえで、感染予防対策の徹底について万全を期すこと。

4 大会参加について

- ・既に開催が決定している県外の大会等は参加できるものとするが、大会等に参加する場合は、生徒及び保護者の承諾を得たうえで、登録生徒のみの参加とするなど最少人数で参加し、感染予防対策の徹底について万全を期すこと。
- ・県内で開催される大会等（県外の学校が参加する大会を含む）への参加についても、感染予防対策の徹底について万全を期すこと。

【事務担当】

保 健 体 育 課 TEL : 076 - 444 - 3462
生涯学習・文化財室 TEL : 076 - 444 - 3647